

# 魅力ある教員を求めて



「教育は人なり」といわれるように、学校教育の成否は、教員の資質能力に負うところが極めて大きいと言えます。

特に、「確かな学力」と「豊かな心」、「健やかな体」などの「生きる力」の育成や、いじめ、不登校など学校教育を巡る様々な課題への対応などの面で、優れた資質能力を備えた魅力ある教員の確保は、ますます重要となっています。

このパンフレットは、そのために、どのような取組がなされているかをご紹介します。



小学校の授業風景（学級活動）（宮崎県）

# 目次

<b>1.魅力ある優れた教員の確保のために</b>	<b>3</b>
(1) これからの社会と国民の求める学校像	
(2) 教員に求められる資質能力	
(3) 養成・採用・研修を通じた体系的な取組	
コラム 教育基本法の改正	
<b>2.使命感と実践的指導力を備えた教員を育てる ～教員免許制度と教員養成～</b>	<b>5</b>
(1) 教員免許制度	
(2) 教員養成	
(3) 教員養成を行っている大学	
(4) 免許状授与の特例(教員資格認定試験による教員免許状の取得)	
(5) 近年の教員養成カリキュラム・教員免許制度の改善	
(6) 栄養教諭免許制度の概要	
(7) 特別支援学校教諭免許制度の概要	
(8) 教員免許更新制の概要	
(9) 教職大学院制度の創設	
<b>3.人物を重視し、優れた人材を確保する ～採用～</b>	<b>13</b>
(1) 採用の仕組みと採用状況	
(2) 人物を重視した採用選考	
(3) 特に秀でた技能や実績豊富な経験を有する者のための選考	
(4) 障害のある者に対する配慮	
(5) 条件付採用期間の適切な運用	
<b>4.指導力を伸ばし、視野を広げる ～研修～</b>	<b>15</b>
(1) 研修の体系的な整備	
(2) 初任者研修	
(3) 10年経験者研修	
(4) その他現職研修	
(5) 大学院修学休業制度	
コラム 独立行政法人教員研修センター	
<b>5.教員の意欲と能力を引き出す ～教員の人事管理システムの改善～</b>	<b>19</b>
(1) 教育評価の充実・改善	
(2) 指導が不適切な教員への対応	
コラム 優秀な教員の表彰制度について	
<b>6.社会人の学校教育への参加を図る</b>	<b>21</b>
(1) 特別免許状制度	
(2) 特別非常勤講師制度	
(3) 校長・教頭の資格要件の緩和	
<b>参考データ(学校数、児童生徒数、教員数)</b>	<b>22</b>

# 1

## 魅力ある優れた教員の確保のために

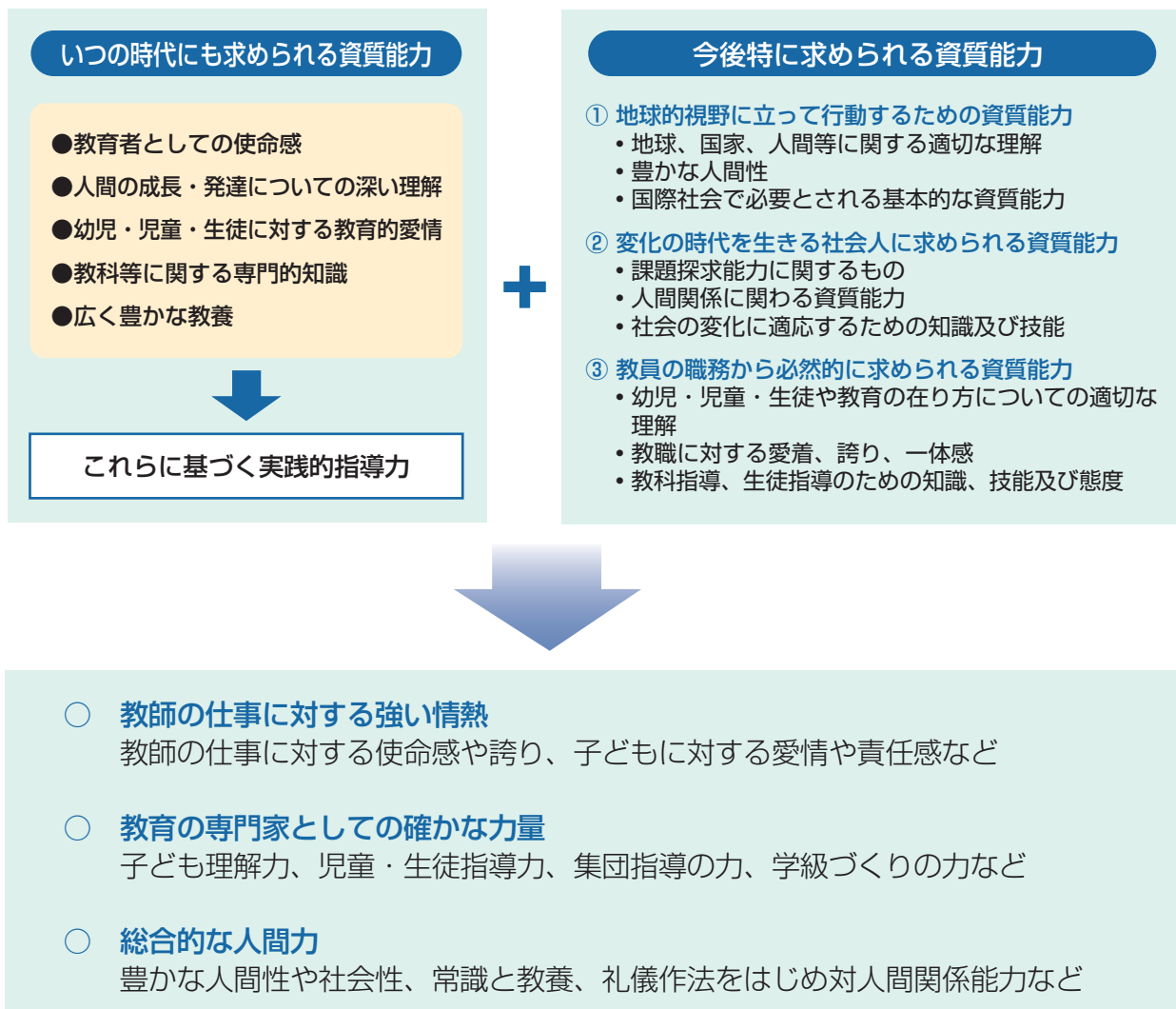
### 1 これからの社会と国民の求める学校像

これからの学校は、子どもたちがよく学びよく遊び、心身ともに健やかに育つことを目指し、高い資質能力を備えた教員が自信を持って指導に当たり、そして保護者や地域も加わって、学校が生き生きと活気ある活動を展開することが求められています。

こうした学校づくりを進めていくためには、子どもたちの教育に直接携わる教員の資質能力の向上を図ることが大切です。

### 2 教員に求められる資質能力

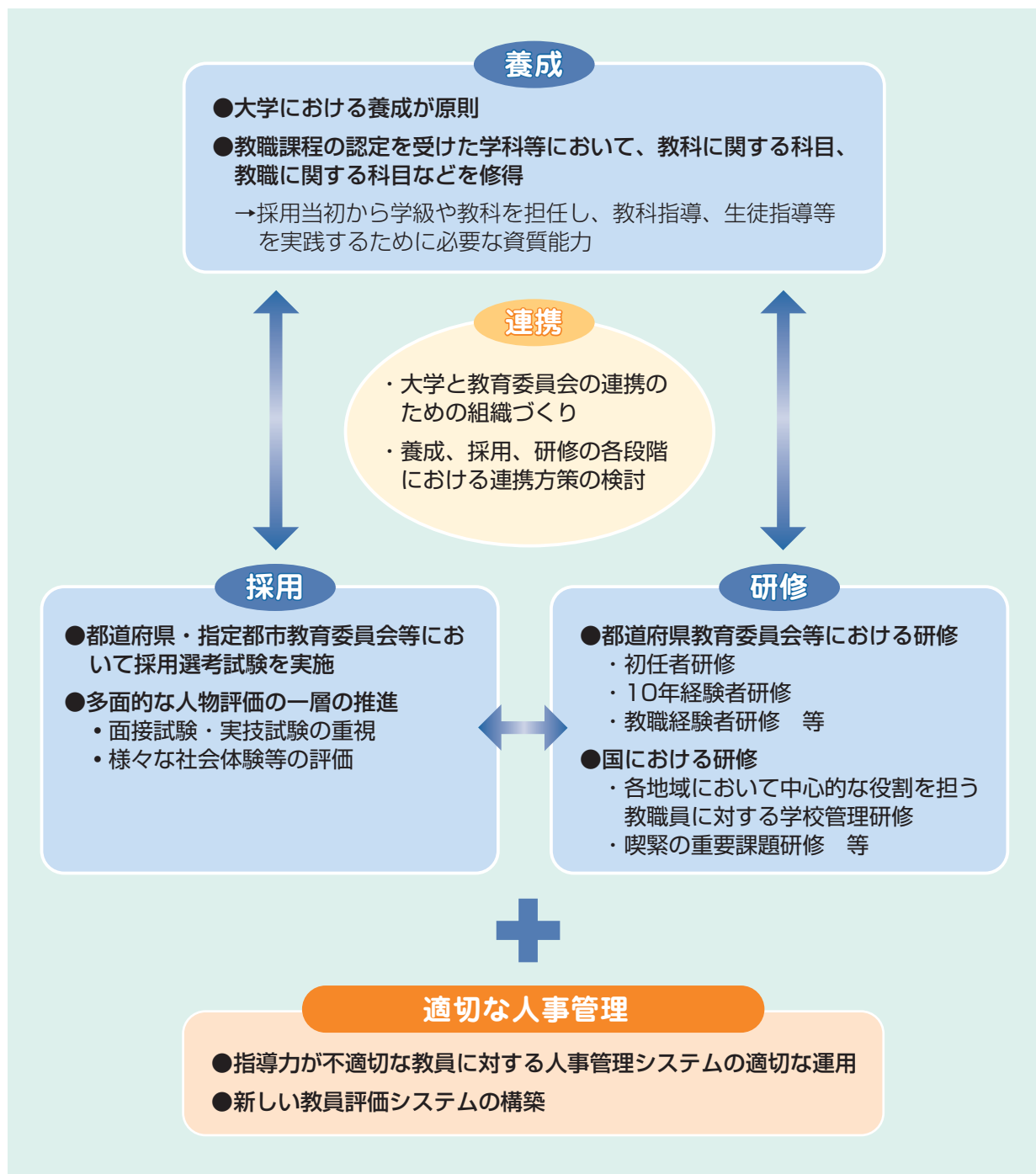
このため、教員には次のような資質能力が求められています。



### 3 養成・採用・研修を通じた体系的な取組

教員の資質能力の向上については、日頃の教育実践や教員自身の研鑽を基本としつつ大学等における「養成」、都道府県・指定都市教育委員会等による「採用」、そして教員になってからの「研修」という各段階を通じて、様々な施策が体系的に行われています。





### 教育基本法の改正

昭和22年に教育基本法が制定されてから60年、教育を取り巻く環境が大きく変わったことを受け、平成18年12月に改正教育基本法が成立しました。

改正教育基本法では、教員の条を設け、教員の使命と職責、待遇の適正などについて、引き続き規定するとともに、新たに、教員は研究と修養に励むべきことや、養成と研修の充実が図られるべきことを規定しました。

# 2

## 使命感と実践的指導力を備えた教員を育てる

～教員免許制度と教員養成～

### 1 教員免許制度

教員になるためには、小学校、中学校、高等学校等の各学校種ごとの教員免許状が必要です。教員免許状には、次の種類があり都道府県教育委員会から授与されます。

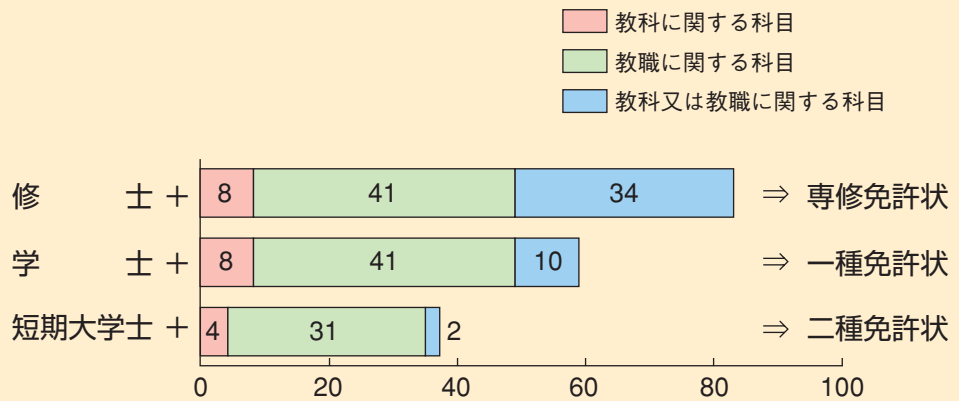
#### ● 教員免許状の種類

- 普通免許状（全国で有効） 専修免許状（基礎資格：修士）
  - 一種免許状（基礎資格：学士＝学部卒）
  - 二種免許状（基礎資格：短期大学士＝短大卒）
- 特別免許状（授与した都道府県内のみ有効）
- 臨時免許状（授与した都道府県内のみ有効） \* 有効期間は3年、又は6年

### 2 教員養成

普通免許状の授与を受けるための教員養成は、大学等で行われており、免許状を取得するためには、大学等において学士の学位等の基礎資格を得るとともに、文部科学大臣が認定した課程において所定の教科及び教職に関する科目の単位を修得する必要があります。

#### ■ 大学等における単位修得（小学校教諭の場合）



\*この他に、日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション、情報機器の操作（各2単位）の修得が必要

#### 免許の上進制度

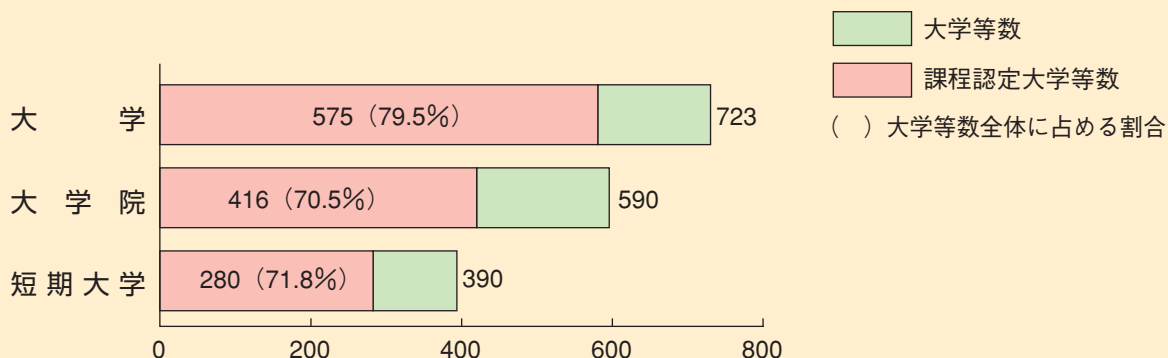
現職教員はすでに所有している免許状を基にして、一定の在職年数と大学等における単位修得により、上位の免許状等を取得する道も開かれています。

- 二種 → 一種…在職年数 5 年 + 45 単位
- 一種 → 専修…在職年数 3 年 + 15 単位

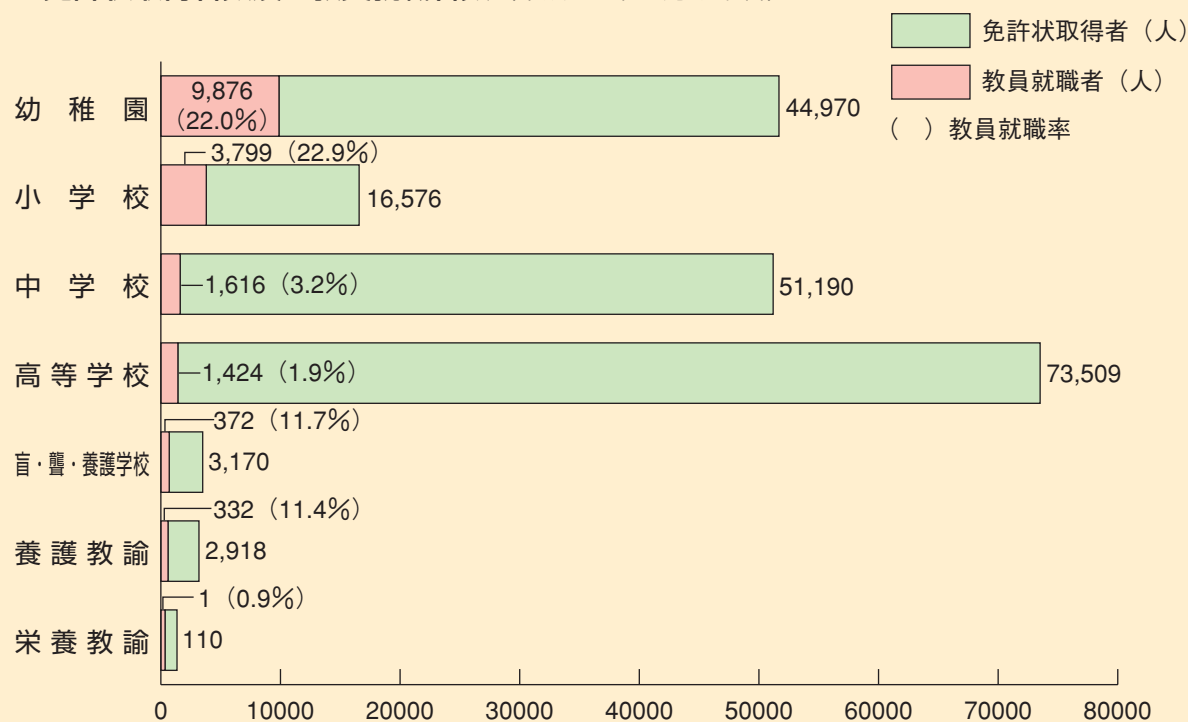
### 3 教員養成を行っている大学

我が国の教員養成は、文部科学大臣による教員養成課程としての認定を受けた一般大学と教員養成系大学・学部とがそれぞれの特色を発揮しながら行っています。

■教員養成を行っている大学等数（平成19年4月1日）



■免許状取得者数及び教員就職者数（平成18年3月卒業生）



## 介護等体験

小・中学校の教員免許状取得希望者は、社会福祉施設や特別支援学校などで、7日以上、高齢者や障害者に対する、介護、介助、交流等の体験を行うことが義務づけられています。これは、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連携の理念に関する認識を深めることが重要だと考えられるためです。



## 4 免許状授与の特例（教員資格認定試験による教員免許状の取得）

大学での教員養成が必ずしも十分でない分野などでは、教員資格認定試験に合格した者に普通免許状が授与される特例があります。実施する認定試験の種類（免許状の種類）は、幼稚園教員（幼稚園教諭二種免許状）、小学校教員（小学校教諭二種免許状）、特別支援学校教員（自立活動教諭一種免許状）です。

（参考）幼稚園教員資格認定試験は、規制改革推進3か年計画（平成15年3月28日閣議決定）を踏まえて、幼稚園と保育所の連携を一層促進する観点から、保育士として3年以上の在職経験を有する者が幼稚園教諭二種免許状を取得できる方策として、平成17年度から実施しています。

## 5 近年の教員養成カリキュラム・教員免許制度の改善

教員の資質向上、各学校段階間の連携の強化などのため、教員養成カリキュラム・教員免許制度が改善されました。

### ●教員養成カリキュラムの改善

大学等における教員養成カリキュラムについては、使命感、得意分野を持ち、現場の課題に適切に対応できる力量ある教員の養成を進めるため、平成10年の教育職員免許法等の改正により大幅な改善が行われました（平成12年度入学者から適用）。

#### ●教員養成カリキュラムの大幅な弾力化

大学が、主体的にカリキュラム編成を工夫できるよう、教科又は教職に関する科目の区分を設け、教員養成カリキュラムに選択履修方式を導入。

#### ●教職に関する科目の格段の充実

考え方や子どもとのふれあい、体験や演習方式の重視。

- ① 人類の課題等について学ぶ「総合演習」の新設
- ② 中学校の「教育実習」を充実（期間の延長）等を実施

### ●最近の教員免許制度の改善

平成14年2月21日の中央教育審議会「今後の教育免許制度の在り方について（答申）」の提言等を踏まえ、各学校段階間の接続の円滑化、小学校の専科指導の充実、優れた社会人の一層の登用、教員に対する信頼の確保などを図るため、平成14年5月に教育職員免許法の一部が改正され、主に以下のような措置がとられました。

- 中高の免許状を有する者が小学校の相当する教科などを担任できるようにした。
- 教職員経験3年以上の教員が、隣接する校種の免許状を取得するための要件を緩和した。
- 特別免許状の学士要件や有効期間を撤廃した。
- 免許状の失効・取上げに関する措置を強化した。



## 6 栄養教諭免許制度の概要

### 1. 免許状の種類

栄養教諭の免許状の種類としては、普通免許状として、専修免許状（大学院修士課程修了程度）、一種免許状（大学卒業程度）、二種免許状（短期大学卒業程度）の3つの種類があります。

### 2. 免許状取得要件

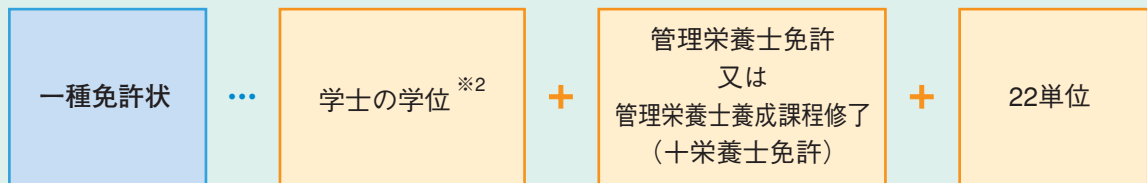
栄養教諭の免許状を取得するには、例えば、一種免許状の場合、大学等において学士の学位を得るとともに、文部科学大臣による認定を受けた大学で、栄養教諭の免許取得に必要な単位を22単位修得し、さらに管理栄養士の免許の取得、又は管理栄養士養成課程を修了することが必要です。

#### 【栄養教諭の免許取得に必要な要件】

○大学院



○大学



○短期大学



※1 は一種免許状授与の所要資格に加えて必要な単位数。

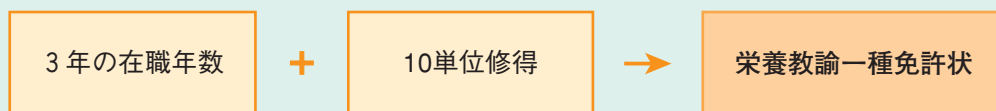
※2 は管理栄養士養成施設（4年制の専門学校）卒業も含む。

※3 は栄養士養成施設（2年制以上の専門学校等）卒業も含む。

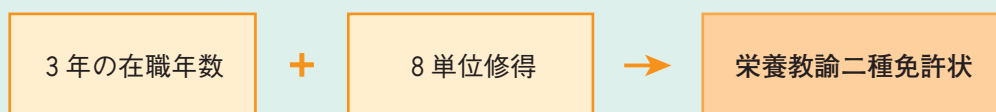
### 3. 学校栄養職員から栄養教諭への移行措置

学校栄養職員として、学校現場で働かれている方は一定以上の学校栄養職員としての在職年数と必要な単位を修得することで栄養教諭の免許状を取得することができます。

○管理栄養士免許保有者又は管理栄養士養成課程修了+栄養士免許保有者



○栄養士免許保有者

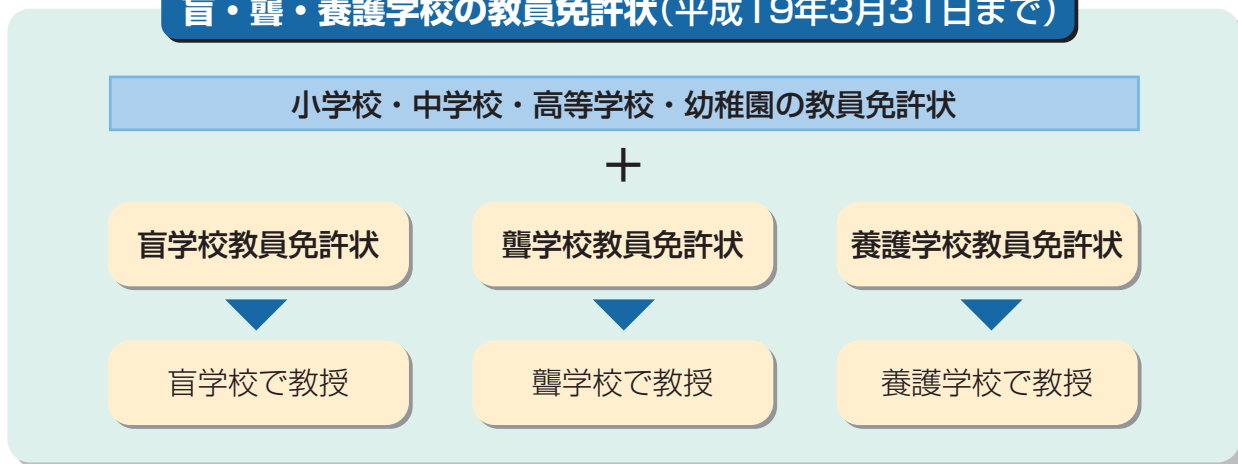


※他の教員免許状を有している場合は、上記の在職年数及び単位数をさらに軽減。

## 7 特別支援学校教諭免許制度の概要

児童生徒等の障害の重複化に対応した適切な教育を行うため、平成19年4月1日より盲・聾・養護学校が障害種別を超えた特別支援学校となりました。このことに伴い、盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校の教員免許状に一本化することとしました。

### 盲・聾・養護学校の教員免許状(平成19年3月31日まで)



### 「特別支援学校」の制度化

#### 特別支援学校の教員免許状

##### 「総合性」と「専門性」のバランスに配慮

- ・ 学校制度の一本化に合わせ、免許状も一本化。
- ・ 特定障害についての専門性の確保の観点から、修得した単位数等に応じて、教授可能な教育の領域の一又は二以上を定めて免許状を授与。

小学校・中学校・高等学校・幼稚園の教員免許状

+

#### 特別支援学校教員免許状

【最低修得単位 26単位】

「総合性」 (10単位)	特別支援学校が対象とし得る5つの障害についての 基礎的な知識・理解(重複障害、LD、ADHD等を含む)				
	「専門性」 (16単位)	視覚障害者に 関する教育 (8単位)	聴覚障害者に 関する教育 (8単位)	知的障害者に 関する教育 (4単位)	肢体不自由者 に関する教育 (4単位)

※単位数については、一種免許状取得の場合

- ・ 特別支援学校において免許状に定められた教育の領域について教授が可能
- ・ 免許授与後、認定講習などにおける単位修得の状況に応じて教育の領域の追加も可能

## 8 教員免許更新制の概要

平成19年6月の改正教育職員免許法の成立により、平成21年4月より教員免許更新制が導入されることになりました。

### 1. 更新制の目的について

その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に**最新の知識技能の修得**を図り、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものです。

### 2. 教員免許状の有効期間について

#### (1) 施行後（平成21年4月1日以降）に授与された免許状（新免許状）の場合

更新制を導入するため、普通免許状及び特別免許状の有効期間を、所要資格を得て<sup>\*</sup>から10年後の年度末までとします。

例えば、平成22年3月25日に所要資格を得た免許状は平成32年3月31日まで有効となります。

※「所要資格を得て」……免許状の授与に必要な学位と単位を満たした状態のこと

#### (2) 施行前（平成21年3月31日以前）に授与された免許状（旧免許状）の場合

この法律の施行前に授与されている普通免許状または特別免許状を有する者の免許状には、引き続き有効期間の定めがないものとします。

ただし、教員等は、10年ごとの修了確認期限までに更新講習の修了確認を受ける必要があります。万が一受けられなかった場合には、免許状はその効力を失います。

### 3. 更新講習の受講対象者について

免許状更新講習を受講することができる者は、現職教員（指導改善研修中の者を除く）、教員採用内定者、教員として勤務した経験のある者等とします。

### 4. 免除対象者について

免許状更新講習を受講せずに免許管理者に申請を行うことによって免許状を更新できる者（免除対象者）は、校長・副校長・教頭等、教員を指導する立場にある者等とします。

## 5. 有効期間の更新（旧免許状における「更新講習修了確認」）の手続きについて

(1) 所持している免許状の有効期間の満了日を確認します。有効期間の異なる免許状を持っている場合は、その最も遅く満了するものが全ての免許状の有効期間となります。

旧免許状の場合は、修了確認期限がいつになるのかを文部科学省令\*を見て確認します。

\*最初の修了確認期限は、35歳、45歳、55歳で迎える年度末に割り振られる予定です。

(2) 有効期間の延長（旧免許状における「修了確認の延期」）が可能な理由に該当する場合や、講習の免除対象者に該当する場合には、そのための申請を行います。

(3) 有効期間満了（旧免許状における「修了確認期限」）前の2年間に、大学等が開設する30時間以上の免許状更新講習を受講・修了します。

(4) 更新講習を修了したことを免許管理者に申請し、免許状の有効期間の更新（旧免許状における「更新講習修了確認」）を受けます。

## 6. 免許状更新講習について

免許状更新講習は、大学、教育委員会等において、最新の知識技能の修得を目的として文部科学大臣の認定を受けて開設されるものです。

受講者は、本人の専門や課題意識に応じて

①教育の最新事情に関する事項（12時間）

②教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項（18時間）

について必要な講習を選択し、受講することとします。

講習の開設は、長期休業期間中や土日での開講を基本とするとともに、通信・インターネットや放送による形態なども認めることにより、受講しやすい環境の整備に努めてまいります。

## 7. 複数の免許状を所持している場合の扱いについて

複数の免許状を所持する者の有効期間は、最後に授与された免許状の有効期間に統一します。

複数の教諭の免許状を所持している者であっても、30時間以上の講習を修了することにより、すべての免許状の有効期間が更新されます。（旧免許状における修了確認も同様です。）

## 「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（中教審答申18.7.11）

現在、教員に最も求められていることは、広く国民や社会から尊敬と信頼を得られる存在となること。教員養成の改革は他の改革の出発点として重要。



教員養成に特化した専門職大学院である「**教職大学院**」制度を創設

平成20年4月 19大学  
開学  
国立15大学（定員計571名）、私立4大学（定員計135名）

### 教職大学院の目的

- ① 実践的な指導力を備えた新人教員の養成
- ② 現職教員を対象に、**スクールリーダー（中核的中堅教員）**の養成

を行うとともに、力量ある教員養成のモデルを制度的に提示することにより、学部段階をはじめとする教員養成に対してより効果的な取組を促す。

### 教職大学院の具体的な仕組み

- ① **修業年限：**
  - 標準 **2年**
  - 現職教員に配慮した短期履修コース（1年）、長期在学コース（3年）も開設可。
- ② **修了要件：**
  - 2年以上在学し、45単位以上**修得。
  - 10単位以上は、連携学校などにおける実習を義務化。
  - 現職経験をもって一定程度まで実習とみなす（→現職教員は事実上1年での修了が可能）。
- ③ **教育課程・方法：**
  - 確かな「授業力」と豊かな「人間力」の育成を目指したカリキュラムを編成。
  - 事例研究、フィールドワーク等を積極的に導入した「理論と実践の融合」。
  - 各大学に共通するカリキュラムの枠組・基本的要素を設置基準上明確化。
- ④ **教員組織：**
  - 専門分野に関し高度の指導能力のある専任教員を一定程度置く（最低11人以上）。
  - 高度な実務能力を備えた指導スタッフ（実務家教員）の義務付け（必要専任教員の**4割**以上）。
- ⑤ **連携協力校：**
  - 「現場重視」の教員養成のため、**市中の学校から連携協力校の設定**を義務付け。
- ⑥ **学位：**
  - 米国の「M.Ed」に対応する「**教職修士（専門職）**」等を授与（制度的に明確化）。
- ⑦ **教員免許状：**
  - 現行の専修免許状を授与。



# 3

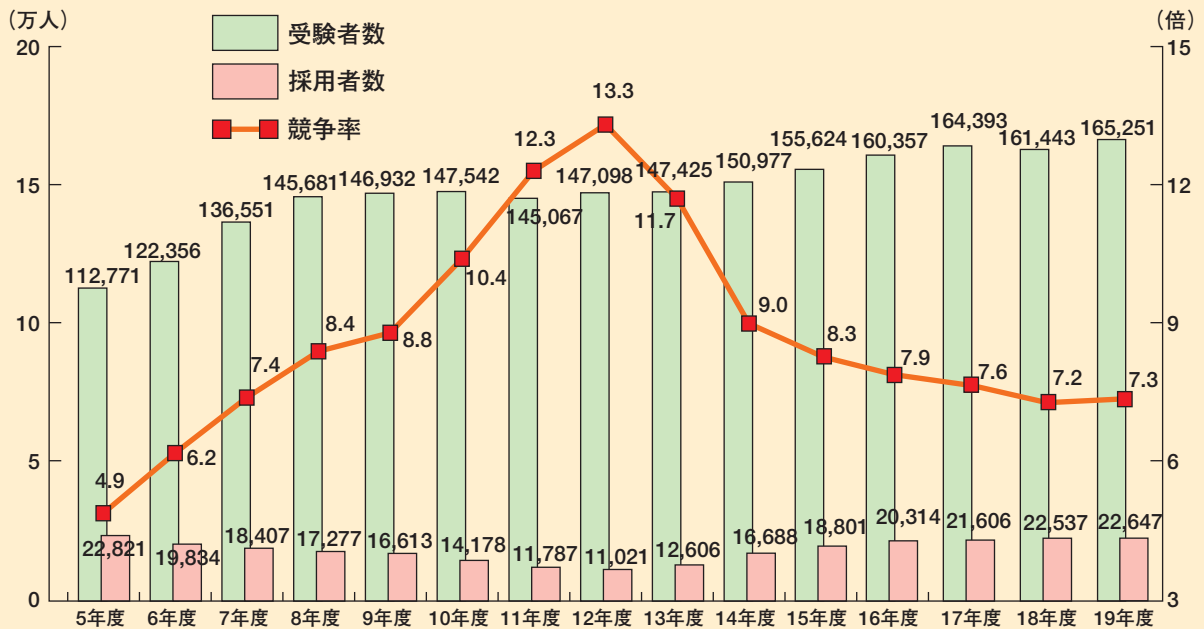
## 人物を重視し、優れた人材を確保する

～採用～

### 1 採用の仕組と採用状況

公立学校の教員は、都道府県・指定都市教育委員会等が実施している教員採用選考を経て採用されています。選考試験においては、主に、筆記試験、実技試験、面接、論文試験、適性検査等が行われています。

公立学校教員の受験者数、採用者数及び競争率の推移



### 2 人物を重視した採用選考

都道府県・指定都市教育委員会では、個性豊かで多様な人材を確保するとともに、選考において教員としての資質などを判断できるよう、試験内容の工夫・改善を進めています。

面接試験等における改善（年度は採用年度）（単位：都道府県・指定都市数（全64県市））

選考方法の内容	平成20年度
一次・二次試験の両方で面接試験を実施	45
個人面接・集団面接の両方を実施	58
面接担当者に民間の人事担当者等を起用	42
面接担当者に臨床心理士やスクールカウンセラーを起用	23
模擬授業を導入	52
指導案作成の実施	18

実技試験等の実施状況（年度は採用年度）（単位：都道府県・指定都市数（全64県市））

区分	小学校					中・高等学校
	水泳	体育実技	音楽	図画工作	英語（英会話）	英語（英会話）
平成20年度	57	52	51	16	9	63

受験年齢の上限の緩和（年度は採用年度）（単位：都道府県・指定都市数（全64県市））

区分	制限なし	51歳～41歳以上	41歳～36歳以上	36歳～30歳以上	30歳未満
平成20年度	12	12	31	9	0

### 3 特に秀でた技能や実績豊富な経験を有する者のための選考

特に秀でた技能や実績、豊富な社会経験などを有する者を教員として採用するため、特別選考や特定の資格保有者を対象とした試験の一部免除を行っている教育委員会もあります。

#### ● 特別選考

(単位：都道府県・指定都市数 (全64県市))

社会人特別選考	民間企業等に就職し、教科等に関わる専門的な分野において豊富な経験や秀でた知識を有する社会人等を対象とした選考	27
スポーツ・芸術特別選考	スポーツや芸術等の分野において秀でた技能・実績を有する者を対象とした選考	19
教職経験者を対象とした特別選考	現に教職にある、あるいは過去に教職経験のあった者を対象とした選考	19

#### ● 特定の資格保有等による試験の一部免除

(単位：都道府県・指定都市数 (全62県市))

英語の資格による一部試験免除	英語の受験者で、実用技能検定、TOEFL、TOEICなどにおいて一定のスコア等を持つ場合、筆記試験の専門教科科目や実技試験を免除	29
情報処理に係る資格による一部試験免除	高等学校の工業等の受験者で、情報処理技術者試験合格者、ソフトウェア開発技術者試験合格者などについては、筆記試験の専門教科科目や実技試験を免除	7

### 4 障害のある者に対する配慮

各教育委員会では、障害のある者が、単に障害のあることのみをもって採用選考において不合理な取扱いがなされることのないよう、様々な配慮をしています。また、近年では、障害のある者を対象とした特別選考を行っている教育委員会も増加しています。

#### ● 障害のある者を対象とした選考

一般選考とは別に、定員を区分するなどして、身体に障害のある者を対象とした選考を、51都道府県・指定都市教育委員会で行っています。

#### (参考) 特別選考の実施状況の推移

(単位：都道府県・指定都市数 (全64県市))

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
社会人特別選考	8	14	15	18	18	22	27
スポーツ・芸術特別選考	10	11	13	15	16	16	19
教職経験者を対象とした特別選考	3	4	6	9	11	17	20
障害のある者を対象とした選考	9	10	14	19	25	39	51

### 5 条件附採用期間の適切な運用

条件附採用期間制度は、新規に採用された教員について、研修や実務を通じて真に適性があるかどうかを判断するための制度です。民間企業でも同じ趣旨に基づき、試用期間を設けているところも少なくありません。教員は、1年間は条件附採用期間とされており、もし能力が十分に実証されないときには、正式に採用されないこととなります。文部科学省としても、各教育委員会において、この制度が適切に運用されるよう促しています。

# 4

## 指導力を伸ばし、視野を広げる

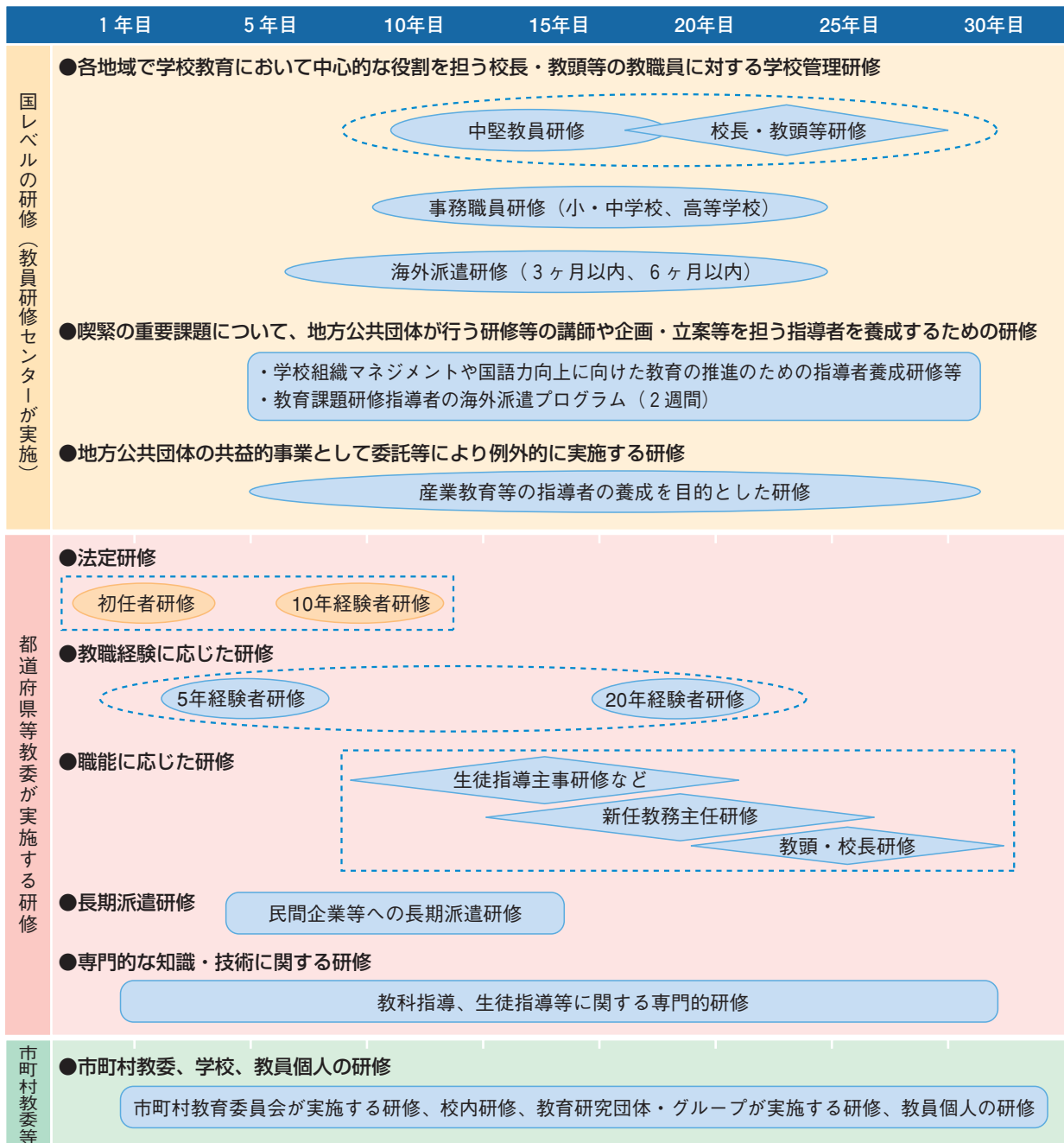
～研修～

### 1 研修の体系的な整備

教員は、その職責を遂行するために、絶えず研修に努めなくてはなりません。また、都道府県・指定都市・中核市教育委員会等は、研修の計画的な実施に努める必要があり、初任者研修をはじめ各種研修の体系的な整備を図っています。

国は独立行政法人教員研修センターにおいて、各地域で中心的・指導的役割を担う教職員を養成するため、「校長・教頭等に対する学校管理研修」や、「喫緊の重要課題研修」等を実施するとともに、都道府県等が行う研修事業に対する支援を行っています。

#### 教員研修の実施体系



## 2 初任者研修

新規採用された教員に対して、採用の日から1年間、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させるため、学級や教科・科目を担当しながらの実践的研修（初任者研修）を行うこととされています。

対象者：公立の小学校等の教諭等のうち、新規に採用された者  
実施：都道府県、指定都市、中核市教育委員会  
根拠法：教育公務員特例法第23条



校内研修の様子（沖縄県）

### 校内研修

<時間数>

週10時間以上、年間300時間以上

<講師>

ベテラン教員

<研修例>

- 教員に必要な素養等に関する指導
- 初任者の授業を観察しての指導
- 授業を初任者に見せて指導

### 校外研修

<日数>

年間25日以上

<研修例>

- 教育センター等での講義・演習
- 企業・福祉施設等での体験
- 社会奉仕体験や自然体験に関わる研修
- 青少年教育施設等での宿泊研修



理科の実験（栃木県）

## 3 10年経験者研修

個々の教員の能力、適性等に応じた研修を実施することにより、教科指導、生徒指導等、指導力の向上や得意分野づくりを促すことをねらいとして、10年経験者研修が平成15年度より行われています。

対象者：公立の小学校等の教諭等のうち、在職期間が10年に達した者  
実施：都道府県、指定都市、中核市教育委員会  
根拠法：教育公務員特例法第24条

## 評価・研修計画書の作成 (県費負担教職員の場合の例)

### 能力、適性等の評価

都道府県教育委員会は、評価基準を作成し、各学校に配布

校長は評価基準に基づき、受講者の能力、適性等について評価を行い、評価の案を市町村教育委員会に提出

市町村教育委員会は、調整等を行った後、最終的に評価を決定

### 研修計画書の作成

校長は、評価を踏まえ、研修計画書の案を作成

市町村教育委員会は、評価の結果に基づき、受講者ごとに受講すべき講座等を記載した研修計画書を作成

## 研修の実施

### 長期休業期間中の研修

日数：20日程度

場所：教育センター等

講師：ベテラン教員、指導主事等

規模：少人数形式

方法：模擬授業、教材研究、  
ケーススタディー等  
大学・大学院の授業の活用

### 課業期間中の研修

日数：20日程度

場所：主として学校内

助言：校長、教頭、教務主任等

方法：研究授業、教材研究等

※ 研修終了時にも評価を行い、教員の今後の研修に生かすこととしています。

## 4 その他現職研修

都道府県・指定都市・中核市教育委員会等では、教職経験5年目等の教職経験に応じた研修、校長・教頭・教務主任等の職能に応じた研修、教科指導や生徒指導に関する専門的な研修等を実施しています。また、大学、大学院、研究機関や企業等での長期間の派遣研修も実施されています。

## 教員の長期社会体験研修

教員の長期社会体験研修は、社会の構成員としての視野を拡大する等の観点から、現職の教員を民間企業、社会福祉施設等学校以外の施設等へ概ね1か月から1年程度派遣して行う研修です。この長期社会体験研修は、視野の拡大、対人関係能力の向上等に大きな効果を上げています。なお、平成18年度については全国で1,001名の教員が民間企業や社会福祉施設に派遣されています。



## 5 大学院修学休業制度

大学院修学休業制度は、公立学校の教員が、毎日の教職経験を通じて培った課題意識などをもとに休業して、国内や海外の大学院で学び、専修免許状を取得することを可能とする制度で、全国の都道府県、指定都市で平成13年度から実施されています。これまでに全国で1,097名の教員がこの制度を利用して国内外の大学院で学んでいます。(平成19年4月1日現在)

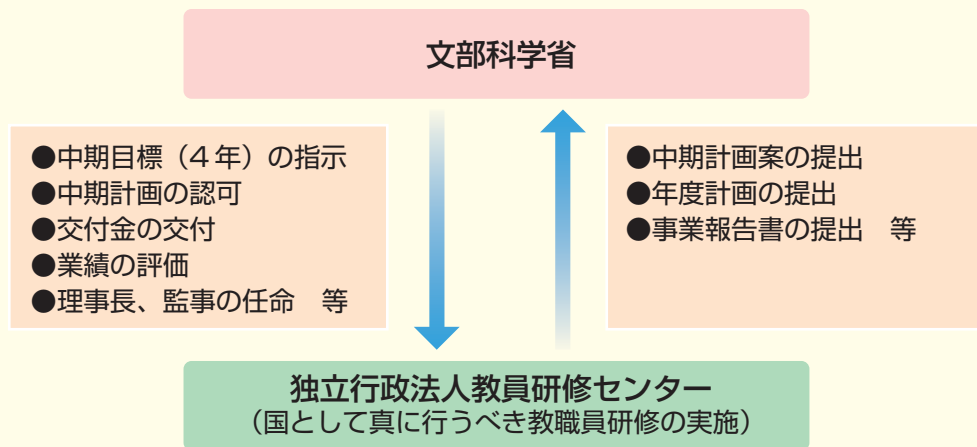


- 対象：教諭、養護教諭、栄養教諭、講師  
期間：1年、2年又は3年  
給与：休業期間中は無給  
条件：①専修免許状の取得を目的としていること  
②専修免許状取得の前提となる一種免許状か特別免許状について、最低在職年数（3年）を満たしていること



### 独立行政法人教員研修センター

独立行政法人教員研修センターは、全国的な教員研修のナショナルセンターとして、各地域において中心的な役割を担う校長等に対する研修や各都道府県等が実施する研修への支援等、教育委員会や民間機関等では担い得ない、国として実施すべき事業を行っています。



### 国が行う教職員研修

- 各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長・教頭等の教職員に対する学校管理研修
- 喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の講師や企画・立案等を担う指導者を養成するための研修
- 地方公共団体の共益的事業として実施する研修

### 私立学校教員の研修について

私立学校の教員に対しては、財団法人日本私学教育研究所において、初任者研修事業をはじめとして各種研修事業が実施されています。

# 5

## 教員の意欲と能力を引き出す

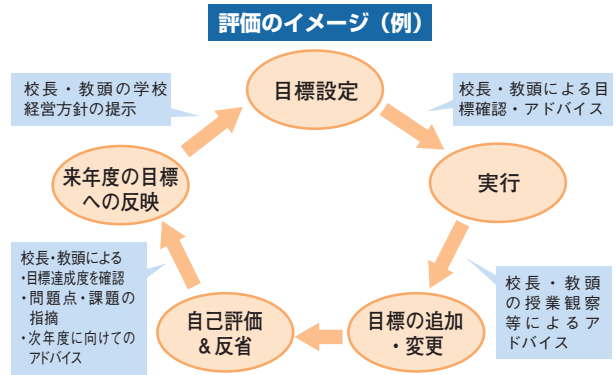
～教員の人事管理システムの改善～

### 1 教育評価の充実・改善

教員一人一人の能力や実績等が適正に評価されるのみならず、それが配置や研修、給与等の処遇等に適正に反映されることが大事です。

文部科学省では、このような評価がなされるようなシステムづくりについて、都道府県教育委員会等の取組を促しています。教育委員会によっては、例えば、人材育成、能力開発に重点を置いた、いわゆる目標管理を中心とした評価を導入するなど、全国で新たなシステムづくりが進められているところです。

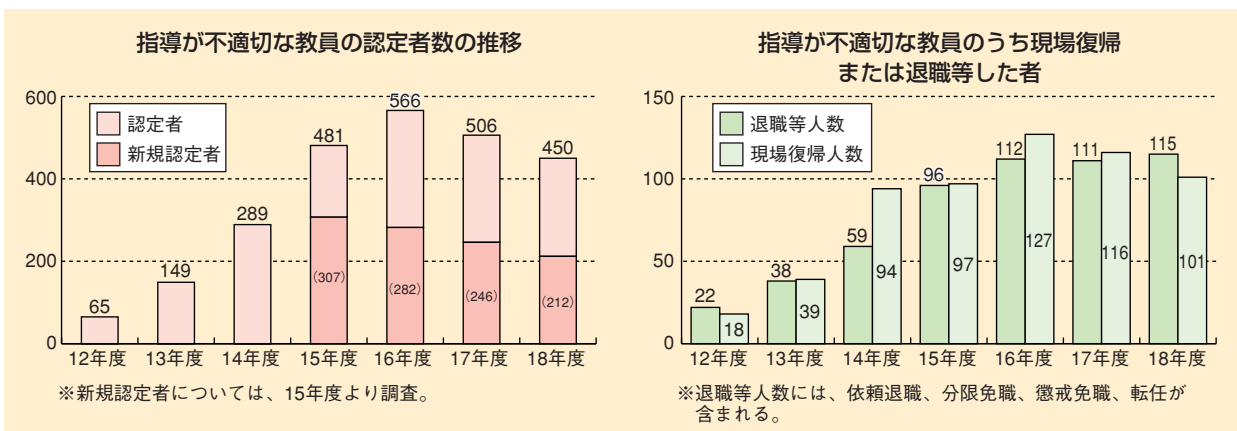
平成18年度10月現在、62教育委員会中60の教育委員会で新しい教育評価システムを試行又は実施中です。



### 2 指導が不適切な教員への対応

指導が不適切な教員が児童生徒に与える影響は極めて大きく、このような教員が指導に当たらないようにすることが肝心です。

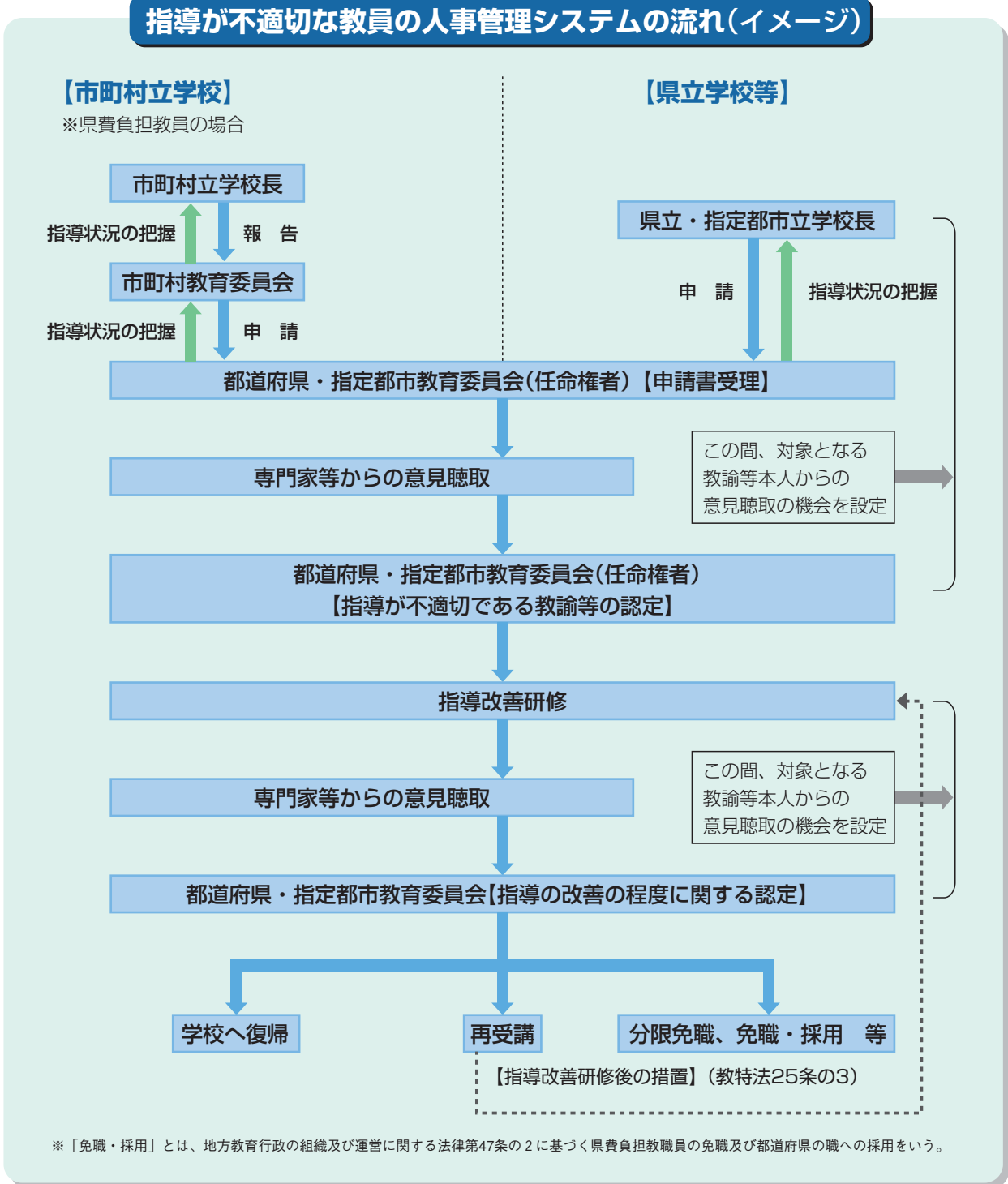
指導が不適切な教員について、継続的な指導や研修を行うとともに、必要に応じ分限処分等の措置を講じるシステムが全都道府県・指定都市教育委員会において構築されています。文部科学省としても、このシステムの適切な運用を促してきました。



教員全体への信頼性を向上させ、全国的な教育水準の維持を図るためには、このような指導が不適切な教員に対する人事管理システムがより一層公正かつ適正に運用されるよう、平成19年6月に教育公務員特例法が改正され、指導が不適切であると認定した教員に対して指導改善研修を実施することや、研修終了時の認定において指導が不適切であると認定した者には免職その他必要な措置を講ずることなどを法律に規定されました。

平成20年度からは、各教育委員会において法律に基づく制度が運用されることとなります。

## 指導が不適切な教員の人事管理システムの流れ(イメージ)



### 優秀な教員の表彰制度について

優れた成果等を挙げた教員を表彰することは、教員の意欲及び資質能力の向上に資すると考えられます。このため、平成19年4月現在50の教育委員会が優秀な教員を表彰するといった取組を行っており、うち12教育委員会が表彰に伴って給与上の優遇措置を設けています。また、平成18年度からは文部科学省においても文部科学大臣優秀教員表彰を行っています。全国の国公私立学校の現職の教育職員のうち、平成19年度は812名を表彰しました。

# 6

## 社会人の学校教育への参加を図る

幅広い経験を持ち、優れた知識経験や技術を有する社会人が学校教育に参加することは、地域に開かれた学校づくりを一層推進し、また学校教育の多様化・活性化を図るために、極めて重要です。このため、社会人の学校教育への参加を促進する観点から、次のような方策が講じられています。

### 1 特別免許状制度

教員免許状を持っていない者であっても、各種分野の優れた知識経験や技術をもっている社会人には、都道府県教育委員会の行う教育職員検定により、特別免許状を授与し教諭に任用することができます。(平成19年4月10日現在までの特別免許状の授与件数の累計：238件)

#### 担任できる教科等

- ① 小学校及び中学校
  - ・全教科(中学校については各教科ごと)
- ② 高等学校
  - ・各教科
  - ・教科の領域の一部：柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務
- ③ 特別支援学校
  - ・自立活動
  - ・高等部：理療、理学療法、音楽、理容、特殊技芸

### 2 特別非常勤講師制度

教科の領域の一部等を担任する非常勤講師について、都道府県教育委員会に届出ることにより、教員免許状を持たない者を登用することができます。

#### 担任できる教科等

- ① 小学校：全教科の領域の一部、クラブ活動
- ② 中学校及び高等学校：各教科の領域の一部、総合的な学習の時間及び道徳の一部
- ③ 特殊教育諸学校：教科の領域の一部、クラブ活動(小学校)、総合的な学習の時間及び道徳の一部

#### 特別非常勤講師制度の活用状態

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
小学校	515	920	2,140	3,711	5,490	6,861	8,249	8,881	10,306
中学校	913	1,163	1,604	1,874	2,369	2,946	3,324	3,649	4,117
高等学校	3,563	4,153	4,803	5,886	6,675	7,655	8,589	9,049	9,389
特殊教育諸学校	23	44	99	136	161	188	230	369	513
合計	5,014	6,280	8,646	11,607	14,695	17,650	20,392	21,948	24,325

#### 特別非常勤講師による具体的な教授内容の例

学 校 種	具体的な教授内容の例	特別非常勤講師の職業等
小 学 校	和太鼓、木材加工、ちぎり絵	和太鼓保存会指導者、木工所所長、町民講座講師
中 学 校	コンピューターグラフィックス、エアロビクス、茶道・華道、古典芸能	OAインストラクター、スポーツインストラクター、茶華道教授、能楽師
高 等 学 校	国際ボランティア、点字・手話、看護実習、料理実習	NPO職員、福祉施設職員、看護師、ホテル料理長
盲・聾・養護学校	臨床医学、公衆衛生、リハビリテーション	医師、薬剤師、理学療法士

### 3 校長・教頭の資格要件の緩和

文部科学省では、校長・教頭に幅広く優れた人材を確保できるよう、管理職の要件を緩和しています。校長については平成12年4月から、教頭については平成18年4月から、教員免許状がなく、教育に関する職に就いたことがない人であっても一定の要件を満たせば、校長・教頭になることができることとなりました。

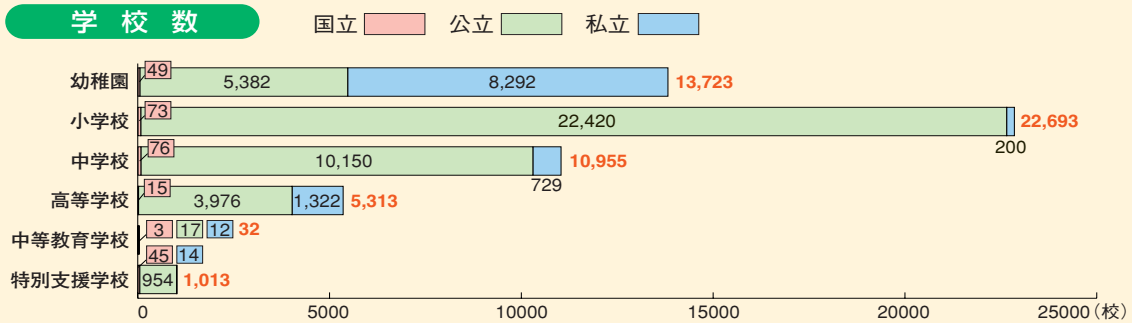
本制度を活用し、平成19年4月現在、公立学校では、102名の方が教員出身でない校長として、20名の方が教員出身でない教頭として、それぞれ任用されています。

これらの資格要件の緩和を契機として、優れた資質能力を有する校長や教頭のリーダーシップの下、全教職員が一致協力して、特色ある教育活動がより一層展開されることが期待されます。

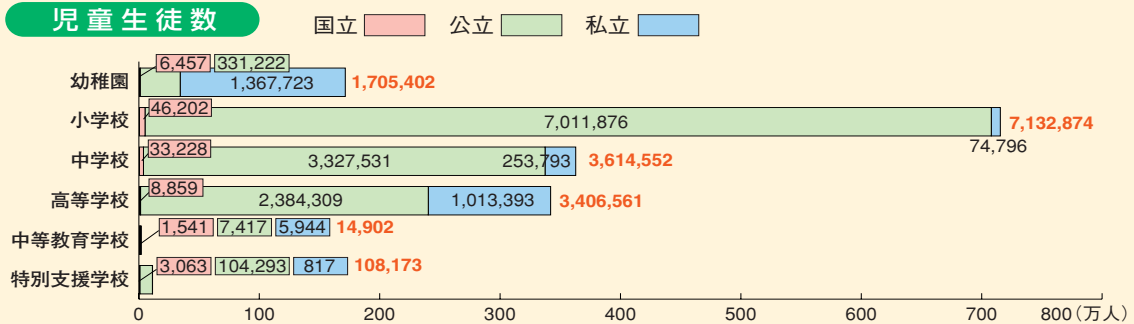
#### 参考データ

— 平成19年5月1日現在 学校基本調査（文部科学省）による —

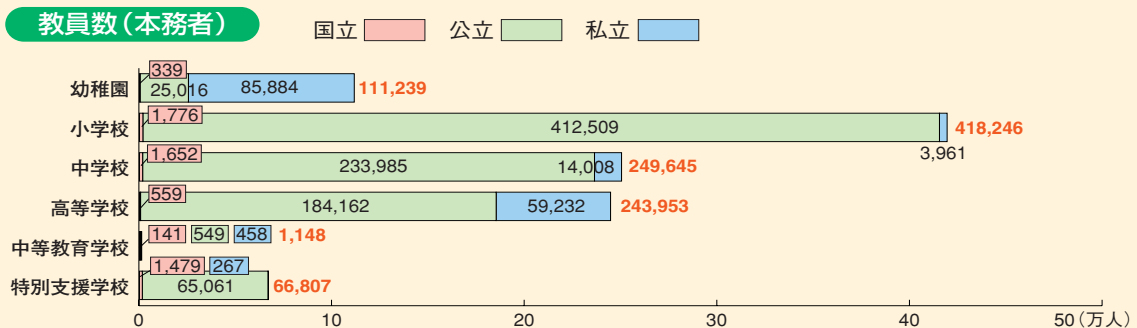
##### 学校数



##### 児童生徒数



##### 教員数(本務者)





文部科学省初等中等教育局教職員課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
TEL : 03-5253-4111(代表) FAX : 03-6734-3742

<http://www.mext.go.jp>

ホームページもご覧下さい。